

発達の心配

相談の案内

○発達健康診査

対象：発達に心配のあるお子さん。

内容：専門医による発達相談

実施日：月1回（事前の予約が必要です。）

問い合わせ先 保健センター ☎ 565-5211

Fax 561-0711

○障害のある児童・生徒の就学相談

対象：障害のある児童・生徒の保護者

内容：障害のある児童および生徒の就学についての相談

特別支援学級は東大和市立第三小学校、第九小学校、第一中学校にあります。
通級指導学級は東大和市立第二小学校、第六小学校、第二中学校にあります。

問い合わせ先 教育委員会学校教育課 ☎ 563-2111 内線 1525

メールアドレス gakyou@city.higashiyamato.lg.jp

○愛の手帳の交付

知的に障害のある子どもへの援助を図るため、東京都では「愛の手帳」（国制度では「療育手帳」という）を交付しています。

愛の手帳の交付申請は、児童相談所で受け付けています。

※なお、愛の手帳、身体障害者手帳制度において、障害の程度に応じて各種の援助施策があります。

- ・特別児童扶養手当などの給付、税金の減額あるいは免除、医療費の一部助成、鉄道・バス・航空運賃等の割引、その他

問い合わせ先 小平児童相談所 ☎042-467-3711

Fax 042-467-5241

○身体障害者手帳

身体に障害のある方が、さまざまな援護を受けるために必要な手帳を交付しています。障害の種類は、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり、障害の程度により1級から6級までの手帳が交付されます。

※なお、愛の手帳、身体障害者手帳制度において、障害の程度に応じて各種の援助施策があります。

- ・特別児童扶養手当などの給付、税金の減額あるいは免除、医療費の一部助成、鉄道・バス・航空運賃等の割引、その他

問い合わせ先 障害福祉課☎563-2111 内線 1123Fax 563-5928

○精神保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証明する手帳を交付することにより、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ります。

障害等級：1級から3級

精神保健福祉手帳に基づく支援として、税金の減額・免除、都内路線バスの運賃の割引、都営交通無料乗車証の交付、都立施設等の無料利用、都営住宅の入居及び特別減額などがあります。

問い合わせ先 障害福祉課 ☎563-2111 内線 1126
Fax 563-5928

施設のご案内

○東大和市立やまとあけぼの学園

対象：心身に障がいのある就学前の児童

目的：自立を助長するために必要な早期療育（指導・訓練）を行います。

内容：ことばや運動の発達につまずきや遅れのあるお子さんに、遊びの中に訓練を取り入れた療育を行い、発達の援助をしています。

定員：肢体不自由児12名 知的障害児18名

※ 『あそびの会』（ちょっと気になる子の遊びの援助）

内容：親子で参加。子育て相談もしています。

◎ 1歳6ヶ月～3歳 第1・2・3・4水曜日

午前9時30分から11時

◎ 3歳～就学 第1・2・3・月曜日

午後2時30分～4時

問い合わせ先 やまとあけぼの学園 ☎564-5923

(案内マップ P83 M-8) Fax 564-2115

○東京都立東大和療育センター

対象：知的障害・脳性マヒなど心身に障害のあるお子さん

目的：心身に障害のあるお子さんの診療を行う医療機関です。

外来診療は予約制です。

問い合わせ先 東京都立東大和療育センター ☎ 567-0222

(案内マップ P81 G-10) Fax 567-0224

ホームページアドレス <http://www.hmc-smid.jp>

手当・医療費の案内

手当名	対 象	内 容	問い合わせ先・申請場所
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時の介護を要する20歳未満の次の児童（所得制限等の支給制限あり） ・愛の手帳おおむね1度 ・身体障害者手帳 1級、2級の一部 ※またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童	月額： 14,380円	障害福祉課 ☎563-2111 内線1122 FAX 563-5928
心身障害児福祉手当	愛の手帳1～4度程度、身体障害者手帳1～4級程度の障害を有する20歳未満の児童を養育されている方	月額： 6,100円	
特別児童扶養手当	20歳未満の障害のある児童を養育している保護者で、その児童が次のような場合（所得制限等の支給制限あり） ・身体障害者手帳1～3級程度 ・愛の手帳1～3度程度 ※またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童	障害の程度に応じ 月額 50,750円 または 33,800円	
難病患者福祉手当	市が指定した疾病に罹患した方 ・東京都が発行した☎医療券・小児慢性疾患医療券等の交付を受けている方（所得制限等の支給制限あり）	月額： 5,100円	
児童育成手当 （障害手当）	20歳未満の児童（20歳に達した日までの児童）を養育している方で、その児童が次のような場合（所得制限あり） ・身体障害者手帳1・2級程度 ・愛の手帳1～3度程度 ・脳性まひ、または進行性筋萎縮症	対象児童 1人当たり 月額 15,500円	子育て支援課 ☎563-2111 内線1763



制度名	対 象	問い合わせ先・申請場所
養育医療 ①	未熟児等で、指定医療機関において医師が入院養育を必要と認めた者	保健センター ☎565-5211
大気汚染医療 費助成 ②	慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫及びそれらの続発症	
育成医療 ③	18歳未満で、以下の疾病治療のため、手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される児童。①肢体不自由②視覚障害③聴覚・平衡機能障害④音声・言語・そしゃく機能の障害⑤心臓障害⑥じん臓障害⑦呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・その他の先天性内臓障害⑧免疫機能障害	障害福祉課 ☎563-2111 内線 1123 Fax 563-5928
心身障害者 医療費助成 ④	65歳未満の方で身体障害者手帳 2 級以上（内部障害は3級以上）または愛の手帳 2 度以上の方。	
難病医療費等 助成 ⑤	医療保険の加入者で、医療費助成対象疾病に罹患しており、医療費助成の認定基準を満たしている者	
精神通院医療 ⑥	精神疾患を有し、通院医療を継続的に要する方。	障害福祉課 ☎563-2111 内線 1126 Fax 563-5928
小児精神障害 者入院医療費 助成 ⑦	精神障害のため精神科一病院または精神科病床に入院し、治療を必要とする満 18 歳未満の方。継続治療の場合は、満 20 歳を迎える日の前日まで延長可能。	
小児慢性疾患 医療費助成 ⑧	医療保険に加入している満 18 歳未満の児童で、対象疾患及び当該疾患状態が認定基準に該当し、入院又は通院医療が必要な者。所得に応じた月額自己負担限度額があります（例外あり）。 ※なお、18 歳に達した時点で既に医療券の交付を受けている者が引き続き医療を受ける場合は、20 歳未満まで延長することができる。	子育て支援課 ☎563-2111 内線 1761
<p>※詳細について</p> <p>①、③、⑧については東京都福祉保健局少子社会対策部子ども医療課へお問い合わせください。</p> <p style="text-align: right;">子ども医療課 ☎ 03-5320-4375 Fax 03-5388-1406</p> <p>②については東京都福祉保健局健康安全室環境保健課へお問い合わせください。</p> <p style="text-align: right;">環境保健課 ☎ 03-5320-4491</p> <p>④については東京都福祉保健局保健政策部医療助成課へお問い合わせください。</p> <p style="text-align: right;">医療助成課 ☎ 03-5320-4375</p> <p>⑤については東京都福祉保健局保健対策部疾病対策課へお問い合わせください。</p> <p style="text-align: right;">疾病対策課 ☎ 03-5320-4472</p> <p>⑥⑦については東京都中部総合精神保健福祉センター広報援助課へお問い合わせください。</p> <p style="text-align: right;">広報援助課 ☎ 03-3302-7871</p>		